

教員免許更新制の概要・手続の流れ

(幼稚園・認定こども園用)

平成21年4月より、国公私立の幼稚園(認定こども園(幼稚園型・幼保連携型含む))、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で教育職員(※1)(非常勤講師・臨時的任用教員等を含む)として勤務する方は、定められた期限までに各大学等で開設している免許状更新講習を受講することが義務となりました。

また、免許状更新講習の受講後は、免許管理者(※2)である都道府県教育委員会に免許状を更新するための手続を行う必要があります。

(※1)教育職員:教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。非常勤講師や臨時的任用教員等も含む。

(※2)免許管理者:教育職員は勤務地がある都道府県教育委員会、教育職員以外の者は居住地都道府県教育委員会

免許状更新講習の受講期間及び申請期限

平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状)を所持する方
(平成21年4月以降に新しい免許状を追加で授与された方も旧免許状所持者の扱いになります。)

生年月日によって割り振られた**最初の修了確認期限**に従って免許状更新講習の受講・手続を行います(表1・2参照)。

<免許状更新講習の受講期間>
修了確認期限から遡って2年2か月前から2か月前まで
<免許管理者への申請期限>
修了確認期限の2か月前

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状(新免許状)を所持する方

免許状本体に10年間の「有効期間の満了日」が記載されていますので、各自の免許状を確認してください。

<免許状更新講習の受講期間>
有効期間の満了日から遡って2年2か月前から2か月前まで
<免許管理者への申請期限>
有効期間の満了日の2か月前

免許状更新講習の受講方法

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。
30時間のうち、「必修領域」から6時間以上、「選択必修領域」から6時間以上、「選択領域」から18時間以上を選択し、受講してください。

免許状更新講習は、大学などを中心に全国で開設されています。複数の大学での受講も可能です。

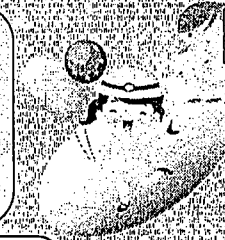
具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、各自が受講する大学等へ直接お申し込みください。

免許状更新講習を30時間受講・修了した後は、講習を受講した大学から修了(履修)証明書が御本人に送付されます。各自が、30時間分の修了(履修)証明書を免許管理者(現職教員の場合は勤務する園がある都道府県教育委員会、現職教員ではない場合は住所地の都道府県教育委員会)へ提出し、免許状を更新するための手続を行う必要があります。

講習を受講していても、免許管理者への手続きを忘れると、免許状は失効しますので、十分ご注意ください。

教員免許更新制のおおまかな流れ

別添4-2



各自で最初の修了確認期限(表1、表2)もしくは有効期間の満了日(免許状の記載)を御確認ください。)

あなたの最初の修了確認期限もしくは有効期間の満了日
平成 年 月 日

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して、受講したい免許状更新講習を選択(30時間分)

あなたの免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日 ~
平成 年 月 日

各自が各大学等に受講申込み(受講申込書等で各園長・所長等から保育教諭であることを証明してもらいます。)

各大学等で免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は、各大学等から修了認定(履修認定)され、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付して、勤務する園が所在する各都道府県教育委員会(免許管理者)に**更新講習修了確認もしくは免許状更新の申請を行う必要があります。**

あなたの申請手続最終日
平成 年 1月 31日

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書もしくは有効期間更新証明書が発行されます。

次の修了確認期限・有効期間の満了日(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効です。

あなたの次の修了確認期限もしくは有効期間の満了日
平成 年 月 日

旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)所持者

(表1) 平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成28年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表1の見方》
各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。
例：昭和41年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。また、免許管理者への手続は平成25年1月31日までに
行う必要があります。

新免許状(平成21年4月以降に初めて授与された免許状)所持者

新免許状は、免許状本体に「有効期間の満了の日」が記載されています。
有効期間は、免許状を授与された日の翌日から起算して10年間です。
※複数の新免許状を持つ方の有効期間の満了の日は、一番最後に取得した免許状の有効期間に統一されます。
※平成21年3月31日以前に取得した免許状を1つでも所持している場合は、旧免許状所持者の扱いとなり、表1・2に沿って免許状更新講習等の受講を行うこととなります。

(表2) 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表2の見方》
各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間を御確認ください。
例：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。また、免許管理者への手続は平成28年1月31日までに
行う必要があります。

(新免許状の例)

有効期間の満了の日 平成三十三年三月三十一日

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 平成二十三年三月十五日 ○○大学教育学部卒業

修得単位 教科に関する科目 八単位以上

教科又は教職に関する科目 四十一単位以上

教育職員免許法施行規則第六十六條の次に定める科目 八単位以上

平成二十三年三月二十日

〇〇府教育委員会 印

小学校教諭一種免許状

本籍地 ○〇県

氏名 ○〇〇〇

昭和六十年七月二十六日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。